

仕 様 書

建設局都市整備部市街地整備課

(担当 明石、古川 電話 222-3580)

件 名	山科駅前公共施設の一般廃棄物収集運搬業務
契 約 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 受注者は、京都市契約事務規則及び関係法令等を順守するとともに、本仕様書に基づき実施すること。</p> <p>(2) 受注者は、労働基準法及び労働安全衛生法を順守のうえ、実施すること。</p> <p>(3) 受注者と京都市（以下「本市」という。）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>2 作業内容等</p> <p>(1) 収集運搬する一般廃棄物は、主に食品の食べ残し、紙くず、木くず、落とし物の衣類等を予定している。</p> <p>(2) 京都市山科区安朱棧敷町他の山科駅前公共施設の一般廃棄物について、ごみ集積場所に集められた一般廃棄物を収集し、規定の搬入先（クリーンセンター、リサイクル施設）まで適正に運搬すること。</p> <p>(3) 収集後は、当該集積場所の清掃及び周辺の整理整頓を行い、清潔な状態を保つこと。</p> <p>(4) 一般廃棄物の収集は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に、週3回（年間156回。月曜日、木曜日及び土曜日）収集を行い、午前6時30分から午前8時30分までの間に実施すること（他の事業者も収集しており、調整を要する。令和7年度は、午前6時30分から午前7時30分の間に実施している。）。ただし、受注者は安全上その他の事情によって必要な場合、本市及び関係各所に協議のうえ、曜日の変更、又は指定の回数を超えて収集を行うことができる。</p> <p>(5) 作業従事者に対して、常に細心の注意と誠意を持って作業するように指導すること。</p> <p>(6) 業務の実施に関し、本市、集積場所の管理者及び他の収集運搬業者と密接に連絡を取り合うこと。</p>

	<p>3 委託予定数量 34,065リットル(週3回、年間156回収集運搬予定。) ※ 過去の実績量を予定数量としているため、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 受注者は、収集等の結果報告書を四半期ごとに本市に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、6月、9月、12月、3月の各末日に契約金額の1/4の額を請求できるものとし、適正な請求があった後、発注者は請求を受けた日から30日以内に支払う。</p> <p>(3) 受注者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、本市の文書による承認を得て法令の定める再委託の基準に従う場合、この限りではない。</p> <p>(4) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業許可を受けているものに限る。許可を受けていることを示す許可証の写しを提出すること。</p> <p>(5) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合、速やかに報告し、本市と協議のうえ、別途契約を締結する。</p> <p>(6) 本件調達は、本業務に係る本市の令和8年度予算の成立を前提に年度開始前の準備行為として行うものであるため、予算が成立しなかった場合は契約を締結しない。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していたとしても、契約の相手方は当該費用を本市に請求することはできない。</p>
--	--